

利用のきまり

1. コミュニティセンターの使用目的

弥生が丘コミュニティセンター（以下コミセン）は、弥生が丘地域の住民が相互理解と交流促進のために使用することを目的とする。

2. 使用時間

(1) 原則、午前 9 時から午後 9 時までとする。

但し、運営理事会（以下理事会）が認めた場合はこの限りではない。

(2) 使用時間は 1 時間単位とする。

(3) 開館日：平日と土曜日

休館日：日曜日と祝日

GW

お盆休み

年末年始

} (年次ごと決定後、別途張り出す)

尚、自治会活動等により臨時に休館する場合がありますのでご了承ください。

3. サークルの登録

(1) サークルの登録

コミセンを利用するサークルは、利用者登録をしなければならない。

但し、自治会会員が代表の場合に限る

(2) 登録方法

登録申請書に必要事項を記入して受付担当者に提出する。

理事会の承認後、登録サークルの認定を受ける。

4. 使用申込手続き

(1) 申込は、月曜日から土曜日の 9 時～12 時に受付担当者にて行う。

但し、日曜・祝日と平日の午後からは行わない。受付は先着順とし、電話では原則行わない。

(2) 申込使用月の 2 カ月前から受け付ける。

(3) 施設使用料は前納とし、施設使用承認書兼領収書は納入後に発行するものとする。

(4) 受付時間外に使用する場合は、使用前日までに受付担当者に施設使用申込書を提示のうえ、玄関の鍵借用書に記入し、鍵を借用することもできる。

(5) 自治会活動に関する予約は優先されるが施設使用申込書の提出は行う。

5. 申込み上の注意

- (1) 次に掲げるものに該当する場合は、コミセンの使用はできないものとする。
- ・営利目的の場合。(営利目的に関する使用基準に準ずる)
 - ・共同生活の秩序を乱すおそれのある場合。
 - ・コミセンの管理上支障がある場合。
 - ・申込みと使用目的が相違する場合。
 - ・施設管理上、未成年だけの使用の場合。
 - ・政治および宗教団体の使用の場合。
 - ・暴力団関係者の使用の場合。
 - ・以上の他、使用目的が明らかでない場合は理事会の判断に委ねる。
- (2) 申込者が自己都合で申込を取り消す場合は、使用目的の1週間前までに受付担当者に届ければ施設使用料を返還するものとする。
- (3) 飲食(アルコール類を含む)をする場合は、予め申込時に届出するものとする。
- (4) 連続貸し切り使用は3日間までとし、コミセン全室の独占使用はできないものとする。但し、理事会が特に認めた場合はこの限りではない。

6. 優先使用

次に掲げる場合は優先使用を認める。それにより、既に承認した申込を予告なしに取り消し、日時の変更を求めることができるものとする。

- (1) 災害時の救護所、避難所として使用する場合。
尚、仮住まいに使用する場合の期限については、理事会の判断に委ねるものとする。
- (2) 自治会の緊急用務に使用する場合。
- (3) 清掃、修繕などの必要がある場合。
- (4) その他、理事会が緊急やむを得ないと判断した場合。

7. 施設使用料

利用団体および目的が地域内コミュニティの活性化に寄与することを前提に、別表に定める施設使用料を徴収するものとする。但し、諸般の事情により予告なしに改定することもある。また、非常時の使用については理事会の判断に委ねるものとする。
コミセンサロンについては原則無料とする。但し占有使用の場合は有料となる。

8. 使用上の注意

利用者は次の事項を遵守すること。

- (1) 使用時間は厳守すること。尚、使用するに当たっての準備、後始末も使用時間を含む。
- (2) 建物、設備および備品等を大切に扱うとともに、他の利用者の迷惑となる行為は厳に慎むこと。

- (3) 建物、備品その他の器物を棄損した場合は、やむを得ない場合(理事会の判断による)を除き実費弁償すること。
- (4) 使用後は、利用者は室内の清掃を行い、備品を元に戻し、ゴミ類は持ち帰ること。
特に、飲食を伴う使用後は、利用者が必ず備え付けの掃除機をかけること。
(コミセン使用後に、チェックリストの提出をすること)
- (5) 防災上、コミセン建屋内を禁煙とし、戸締り、電気およびエアコンのスイッチは利用責任者が確認のうえ退出し、速やかに鍵を受付又は指定場所にチェックリストと共に返却すること。
尚、鍵の又貸しについては厳禁とする。
- (6) コミセン周辺の住民に迷惑となる騒音、路上駐車は厳に慎むこと。
- (7) 多目的室と調理室の冷蔵庫の使用は原則として使用前日から当日までとする。
- (8) 各種団体の備品(ポットなど)は当日持参当日持ち帰りを原則とし、常時保管を禁止する。
- (9) コミセン駐車場での球技遊びは禁止する。

(10) 営利目的に関する使用基準

会費(会場費含む)は一人概ね月額 5,000 円(教材費、材料費などを省く)を限度とする。
上記に違反した場合には、以後の使用を認めない場合がある。

9. コミセンの使用に当たっては、次の行為を禁止する。

- (1) 未成年者の飲酒行為。
- (2) 公益、風俗、秩序、環境を乱す行為。
- (3) 許可なく張り紙、ポスター、立て看板の掲示、並びにビラ当を配布する行為。
- (4) 建物、設備、備品等を棄損する行為。
- (5) ペットの持ち込み行為。
- (6) その他受付担当者または理事会が不相当と判断した行為。
上記に違反した場合は、以後の利用を認めない場合がある。

10. 寄付等について

善意による備品、器具その他の寄付は申し受けることが出来る。
廃棄等に関しては理事会で審議し、処理することが出来る。

11. その他

- (1) 利用のきまりの改定には、**役員会の決議を経た後、運営理事会の承認を必要とする。**
- (2) この利用のきまりに定めのない事項についても上記に準ずる。

附則

- 1.平成 28 年 4 月
- 2.平成 29 年 4 月(改定)
- 3.平成 30 年 4 月(改定)
- 4.令和 6 年 4 月より(改定)施行する。 以上